附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十八年八月一日から適用する。

（自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第二条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から平成三十一年三月三十日までの間におけるこの告示による改正後の平成二十八年金融庁農林水産省告示第三号（以下「新告示」という。）第二十三条において準用する銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号。以下「自己資本開示告示」という。）第十条第二項（新告示第二十五条において準用する自己資本開示告示第十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第四号」とあるのは、「附則別紙様式第三号」とする。この場合において、附則別紙様式第三号中「一般貸倒引当金コア資本算入額」とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額」と、「一般貸倒引当金の額」とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金の額の合計額」とする。

2　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における新告示第二十四条において準用する自己資本開示告示第十二条第二項（新告示第二十五条において準用する自己資本開示告示第十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第五号」とあるのは、「附則別紙様式第四号」とする。この場合において、附則別紙様式第四号中「一般貸倒引当金コア資本算入額」とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額」と、「一般貸倒引当金の額」とあるのは「一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額」とする。

○文部科学省告示第百五号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年七月二十九日

文部科学大臣　馳　浩

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
ペンケースとインク壺	平成二十八年七月二十九日	平成二十八年八月五日から同年十二月二十日まで	MIHO MUSEUM 館長　熊倉　功夫 滋賀県甲賀市信楽町田代桃谷三百 株式会社京都新聞社 代表取締役社長　永島　宣彦 京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二百三十九	MIHO MUSEUM 滋賀県甲賀市信楽町田代桃谷三百 平成二十八年十月一日から同年十二月十一日まで
小箱（a）	同右	同右	同右	同右
ロケットペンダント	同右	同右	同右	同右
ムガール皇帝シャー・ジャハーンの短剣	同右	同右	同右	同右
小瓶（a）	同右	同右	同右	同右
小箱（b）	同右	同右	同右	同右
ムガール皇帝シャー・ジャハーンのエメラルド	同右	同右	同右	同右
エメラルド（a）	同右	同右	同右	同右
ターバン飾り（a）	同右	同右	同右	同右
タージ・マハル　エメラルド	同右	同右	同右	同右
エメラルド（b）	同右	同右	同右	同右
エメラルド（c）	同右	同右	同右	同右
王名入りスピネル・ネックレス（a）	同右	同右	同右	同右